［令和８年度　第４回新潟地方最低賃金審議会　議事録］

１　日　時　令和８年８月２１日（金）　１０：００～１１：３０

２　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館４階　共用会議室

３　出席者

公益代表委員	長谷川会長、有元委員、磯部委員、上村委員、小淵委員
労働者代表委員	遠藤委員、田辺委員、小林委員、櫻井委員、永井委員
使用者代表委員	徳武委員、庭山委員、田中委員、竹越委員、廣井委員
事　務　局	黒部労働局長、岡崎労働基準部長
	木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

４　議題

（１）　新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（２）　新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（３）　その他

５　資料

配布資料のとおり

６　議事内容

［事務局　佐藤室長補佐］

それでは定刻となりましたので、ただいまから第４回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず定足数についてご報告いたします。本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

本審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第 6 条に基づき公開となっており、本日 6 名の傍聴者がおられます。

また、その他に、異議申出の意見陳述者 3 名、取材の記者 4 社、4名がお越しいただいております。

それでは以後の議事進行を会長にお願いいたします。

［長谷川会長］

それでは議事に入りたいと思います。議題の 1、新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出の審議に入ります。

まず事務局から説明をお願いいたします。

［事務局　佐藤室長補佐］

8 月 5 日に答申いただきました新潟県最低賃金の改正決定につきまして、令和 8 年 8 月 5 日

に公示を行いましたところ、資料 No.2 の通り、3 件の異議の申出をいただきました。
　このため、最低賃金法第 11 条第 3 項に基づき、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について、労働局長から諮問させていただきます。
　それでは、会長、局長は前へお進みください。報道の方は撮影のご用意をお願いいたします。

【事務局　黒部労働局長】
　新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子殿
　新潟労働局長 黒部恭志
　令和8年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
　最低賃金法第12条（昭和34年法律第137号）の規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関して、最低賃金法第11条第2号の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

（諮問授与）

【事務局　佐藤室長補佐】
　では、会長、局長はお席へお戻りください。

【長谷川会長】
　ただいま労働局長から諮問をお受けしました。
　申出について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　先ほど説明しました通り、昨日 8 月 20 日までを異議申出期間と定め、3 件の申出を受理いたしました。申出の内容につきましては、資料 No.2 の通りとなります。
　なお、新潟県労働組合総連合様には、添付の名簿の通り、賛同される団体のうち、労働組合は 41 団体になります。申出書面は、新潟県労働組合総連合様と同じもので、内容が同一でありますことから、添付を省略させていただいております。
　申出が行われました、新潟県労働組合総連合様、レインボーユニオン様、えちごユニオン様からは、審議会の場で直接意見を述べたいとの意向の表明がありましたので、本日お越しいただいております。
　説明は以上となります。

【長谷川会長】
　それでは意見陳述人は陳述席まで進み、氏名、所属、役職を名乗られ、10 分以内で意見を述べてください。
　それでは最初に新潟県労働組合総連合、寺崎様、よろしくお願いいたします。

【意見陳述者　新潟県労働組合総連合 寺崎氏】
　新潟県労働組合総連合の寺崎です。今回の最低賃金の決定につきまして、ここに書いてある通り

でありますけれども、読ませていただきます。

1,108 円では人たる暮らしを営むには不十分であること、新潟県最低賃金を新潟県における労働者の最低生計費を補償する額として、時間額 1,700 円以上に引上げることを強く求めるものであります。

理由としましては 4 点あります。

1 番目、新潟地方最低賃金審議会の審議に関して、1,108 円になったその過程について非常に不明確であるということです。

最低賃金法は、賃金の低廉なる労働者について賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上、および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとされています。

この答申額 1,108 円の審議にあたっては、その決定に重要な役割を担う二者協議を非公開とし、さらに議事録すら作成しないことを、審議会の冒頭で決めました。憲法は主権者を国民としています。主権者である国民には知る権利があります。民主主義国家では情報開示は当然のことであり、それを後退させた審議会運営は認めることはできません。県民は検証すらできず、強い懸念と不信を抱くものであり、認めることはできません。新潟労働局長は、最低賃金法に従い、総合的判断で審議会委員を任命しています。それは国民に代わって任命したものです。公務員の憲法遵守義務、並びに全体の奉仕者として、徹底した情報開示に努め、県民に理解がされる運営に努めることを強く求めます。情報の非公開の拡大は、県民の権利である監視機能を弱めます。憲法を保障する民主主義、基本的人権を尊重した運営がされるよう強く申し入れます。

その上で、新潟県労働組合総連合は、レインボーユニオン、並びにえちごユニオンとともに、2 月 26 日、6 月 30 日、新潟労働局長ならびに新潟地方最低賃金審議会会長に、同様の内容で要請書を提出していますが、審議会では報告がされただけであります。

また、一部ですが、政府等への要望の記載が、その対応とも受け止められますが、大変不十分な内容であります。このことに強く抗議するとともに、しっかりと協議させるよう強く要求します。

2 番目、新潟県最低賃金 1,108 円では生活ができない水準です。新潟県労働組合総連合は、意見陳述において最低生計費調査結果をもとに、単身男性 25 歳が新潟市内で暮らすには、1,837 円が最低必要な金額であることを示し、必要な生計費水準が確保できる 1,700 円以上へ引上げを実現するよう求めました。

しかし、開示された議論でも、生計費を物価に矮小化し、物価上昇分を若干考慮しただけで、あるべき最低賃金の審議がなされていないことに抗議しなければなりません。そこには、労働者の生計費をわきに置いて、企業の支払能力ありきの審議が行われた結果です。審議会の英断をもって答申を破棄し、2026 年最低賃金額の再審査を強く求めます。

3 番目、政府等への要望について、答申では政府への要望をあわせて行ったことは評価します。この中で生産性向上の支援とありますが、しかしこの生産性向上は、賃金を引き下げるために使われてきたものであります。

他方、他県では賃金を上げた中小企業、小規模事業者に賃金を対象にした直接支援策を講じて実績を上げています。生産性向上イコール賃上げという議論から脱皮し、賃上げへの直接支援策を求めることへ、その内容を変更するよう強く要求します。

4 番目、地域間の格差是正を求めます。このまま推移すると、2026 年も新潟県の最低賃金は、関東甲信北陸 13 都県で一番低い状態に置かれます。企業の支払能力を理由として引上げ幅が抑えられたとするならば、経営能力の低い経営者が一番多い新潟県ということにつながります。

すでに今の新潟県に見切りをつけて、若者、そして女性を中心にした人口流出、労働力流出が進み、今全体として人口減少にも歯止めがかからない事態となっています。それが利用者･受給者の減少となり、事業経営を悪化させ、倒産、廃業が進み、また担い手･後継者不足から深刻な事態が進んでいます。新潟県労働組合総連合は、こうした厳しい事業者の事態からの転換には、大幅賃上げ、底上げで全国一律最低賃金制度を実現することが重要だと考えます。そのためにも、今ある最低賃金の地域間格差の縮小に向けて、政労使一体となった努力が求められます。

今回の答申である 1,108 円を破棄し、引上げに向けた再審議を強く求めるものであります。

以上です。

【長谷川会長】

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述についてご質問やご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

寺崎様、ありがとうございました。

【長谷川会長】

続きまして、レインボーユニオン、山崎様、よろしくお願いいたします。

【意見陳述者　レインボーユニオン　山崎氏】

レインボーユニオンで代表を務めております山崎と申します。よろしくお願いいたします。

今回の答申 1,108 円では、人間らしい生活を営むことができないので異議を申立てます。最低賃金が生存権と結びついている以上、労働者の生計費を満たす金額となることは最低条件です。具体的には最低賃金を 1,700 円以上に引上げるべきと考えています。

異議申出の理由については 3 点を挙げたいと思います。

まず 1 点目です。生計費は都道府県ごとに大きく数値の異なるような標準生計費ではなくて、労働組合が試算する生計費調査をもとにすべきです。労働者側からは審議において連合リビングウェイジで 1,150 円という数字が出されていましたが、これは自動車を保有しない場合です。当然新潟においては控えめな数字になるかと思います。また新潟県労連の最低生計費試算調査アップデート版では 1,837 円です。

つまり、そもそも今回の答申では、新潟における労働者にとって生計費が不足していると言えると思います。

また、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引上げは必要です。添付した女性のパート労働者の声を若干紹介したいと思います。

4 ページ目になります。女性だという理由で昇給もなく、男性よりも低い金額で働かされた経験を持つこの方は、転職先で最低賃金のブラック企業に入社することになります。生活苦のため、ダブルワークをしますが、移動時間、不規則なシフトで疲れ切ってしまいます。現在はスーパーに勤めているのですが、やはりほぼ最低賃金です。個人の努力だけでは乗り切れないとしています。後ほどゆっくりお読みいただければと思います。

2 ページに戻りまして、理由の 2 つ目になります。

答申の際、政府等への要望がなされています。しかし、それがどれくらい実現しているのかわかりません。そこで私たちは、その附帯決議の総括を行うように求めましたが、実現をしておりません。

もし昨年度の附帯決議で、政府等への対応状況や効果が適切に検証され、施策が進んでおり、さらなる賃金引上げが可能であるという評価が得られているのであれば、本年度の答申額はより高い水準となり得たはずです。附帯決議の履行状況を確認しないままでは、最低賃金の金額改定に必要な前提条件が整わず、結果として本年度の答申額が抑制される方向に働いた可能性があります。

理由 3 つ目です。今年度の審議に際して提出した意見書において、審議過程の透明性を確保し、答申に対する納得感の得られる運営を行うように求めました。特に意見陳述では、二者協議の議事録作成を述べましたが、今年度は議事録が作成されなかったものと承知をしています。

この点について、7 月 30 日に厚生労働省に要請照会を行ったところ、担当者から次のような意見がありましたので、

以下そのまま引用いたします。

「本省の方から各労働局宛てに指示している内容としては、二者協議の部分の議事録作成については必ずしも作成するようにという伝達は今ちょっと行っていないところ。一方で、新潟局のこちらの規定を見るに、新潟局では原則作成することということで読み取れる内容にはなっております。まず新潟に関して言えば、第 6 条の第 1 項から第 3 項まで、こういうふうに決めているのであれば、これはこれに沿ってやらなければいけない。」

つまり、非公開の二者協議といえども、専門部会の会議の議事である以上、運営規程第 6 条に基づき、議事録は作成されなければなりません。議事録が存在しない状態では、審議の流れや各委員の発言内容が検証できず、透明性と納得感が大きく損なわれます。

特に今回の改定額 58 円の根拠は、公益委員見解において「総合的に勘案した結果」とされており、理由が明確ではありません。だからこそ、金額審議の経過における透明性と納得感の確保が不可欠です。例えるならば、計算結果 58 円は正解であったとしても、途中の計算式が間違っていれば、全体としては間違っていることになります。

納得感のある金額審議を行うためには、運営規程に則った正しい審議会運営は必須です。今後、厚労省としては現状を把握したので今後適切に対処するということですので、新潟局としては早急に対応されることを望みます。

さらに、この異議申出を提出するタイミングの関係で記載ができませんでしたけれども、異議申出は昨日 20 日午前中に提出をいたしました。その時点で、第 1 回目の本審以外の本審専門部会のすべての議事要旨と配布資料は労働局ホームページに掲載されていませんでした。今日先ほど確認しましたが、それでもまだ掲載をされておりません。昨年度はこれらが掲載をされていたので、審議会を傍聴できなかった人でも、議論の流れ、公益見解を読み込んだ上で異議申出ができました。

今年 4 月 1 日付け事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」の中では、異議申出の参考資料となる議事録について、作成にやむを得ず時間を要する場合は、一旦議事要旨を公開するなどの対応に努めることとされています。繰り返しますが、計算結果が正解でも、途中の計算式が間違っていれば全体としては間違いになります。

総じて、本年度の事務局の対応には不備が目立ちますので、改めて改善を求めてまいりたいと思います。私からは以上です。

【長谷川会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの意見陳述につきましてご意見やご質問はございませんか。

よろしいですか。
山崎様、ありがとうございました。先にお戻り願います。

【長谷川会長】
続きまして、えちごユニオン、佐藤様、よろしくお願いします。

【意見陳述者　えちごユニオン 佐藤氏】
えちごユニオンの佐藤です。今日は執行委員長に代わって、私の方から申し上げたいと思います。
最初に、新潟県審議会は 8 月5日、今年度の最低賃金を 58 円引上げで答申しました。これは中央審議会の目安を上回り、わずかではありますが、審議会委員とりわけ労働者側委員の努力が見られます。
しかしながら、答申の引上げ額は中央審議会に倣ったものであり、この地方審議会の自主性が後退していると批判せざるを得ません。
答申による 1,108 円では、フルタイムで年間 1,800 時間を働いたとしても、年収は約199万円です。労働者が実質で生活するには困難な額であり、いわゆるワーキングプアの水準です。また、世界の主要国の 2,000 円台と比べても、極めて低水準にあるとしなければなりません。2020 年代に全国平均 1,500 円とする政府目標が現政府の下では先送りされていますが、今すぐ大幅な引上げへ、再度の審議を求めたいと思います。
以下、3 点について異議を申し述べます。
1 つは、現状の異常ともいえる物価高騰の下で、労働者の生活は深刻化しています。物価上昇に対応した改正を求めると同時に、年1回の改正審議に固執することなく、労働者の生活実態を直視していただき、少なくとも年 2 回の答申を求めます。
2 つ目、賃金が低い地域から人材が流出し、特に若い女性が増えているという報道もされています。そのことは地域経済を衰退させるということです。この地域間格差を解消するため、全国一律の最低賃金制度の確立がどうしても必要です。
全労連の全国生計費主義調査でも、また、コンビニや大手の量販チェーン店が全国を網羅して営業を展開することでは、労働者の生計費は地方も中央もほとんど違いはありません。
したがって、最低賃金の地域別制度の合理性はすでに失われていると思います。労働者は新潟の地で希望を持って、自信を持って生きるために、労働者の生計費を基準にした審議を切に望みます。
3 つ目、労働者の賃金決定の原則は、労使対等、誠実交渉、自主解決です。そのための不可欠な条件は労働組合の確立ということになりますが、現在労働組合の組織率は 16%、非正規労働者が 4 割という現状のもとでは、自主決定といっても困難であることは自明です。労働者が普通に結婚して子供を育て、人らしく生きる、そのためには法定最低賃金制度は極めて重要な社会的政策です。
審議会の緊急の課題として受け止められて、制度の確立に向けた議論をぜひ深めていただきたいと思います。
なお、この人らしく生きるということについては、1 日 8 時間働いて、8 時間は文化的な生活をして、8 時間を睡眠に充てる、こういうことだと思います。イメージとしては、1 日の仕事が終わって、家に帰ったら一家団欒、温かい食卓を囲む、こういう状況だと思います。
ぜひ委員の皆さんからも、そんな思いを馳せていただいて審議をしていただきたいと最後に申し上げます。
以上であります。

【長谷川会長】
ありがとうございました。
ただいまの意見陳述につきまして、ご意見やご質問はございませんか。
よろしいですか。
佐藤様、ありがとうございました。お席へお戻り願います。

【長谷川会長】
ただいま、最低賃金審議会の答申に関する異議の申出について諮問を受け、申出されました方々から直接意見をいただきました。これらの異議について審議を行いたいと思います。
まず労働者側からご意見を伺いたいと思います。

【労働者代表 遠藤委員】
労働者代表委員の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。まずご意見いただきました 3 名の方々に敬意を表したいと思います。ありがとうございました。その上で、労働者委員の立場として意見を述べさせていただきます。私の方からは、あくまで金額の部分についてのみ述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
異議申出の内容につきましては、簡潔に申し上げますと、58 円引上げ後の 1,108 円では満足できるものではないと思っております。私ども労働者代表委員としましては、この考え方につきましては、共有できる部分でございます。
ただ、審議会でございますので、本審、それから専門部会の中で、私どもとしては、客観的なデータ、いわゆる 3 要素に関する客観的なデータを示しつつ、公益の先生方、使用者代表委員の方々と審議を進めてきたところであります。この審議の進め方、プロセスに不足ですとか、不備があった、こういうことではないんだろうと私は思っております。
したがいまして、異議申出の内容、金額が不足している、これでは足りないということは十分、私としては同意できる部分ではございますが、審議の過程が不足・不備があったということではないと思いますので、残念ながら改めての審議は必要ないと思います。
以上でございます。

【長谷川会長】
ありがとうございました。
次に使用者代表委員からご意見を伺いたいと思います。

【使用者代表 徳武委員】
それでは会長から再審議の必要性について意見を求められましたので、述べさせていただきます。
私ども使用者代表委員は、これまでの審議の中でご説明してまいりました通り、法の定める 3 要素につきまして、中立・客観的な調査、統計などの結果に基づき検討を行い、十分に妥当性、合理性があると考える改定額を提示し、採決ではこれを大きく上回る 58 円の引上げに反対をさせていただきました。
したがいまして、私どもの提示額、あるいはそれに近づけるための再審議でなければ、必要性はないものと考えております。

以上です。

【長谷川会長】
ありがとうございました。
公益代表委員から何かご意見はございますか。
よろしいですか。
ありがとうございました。

【長谷川会長】
ただいま異議の申出を受け、労働者代表委員、使用者代表委員からご意見をお伺いしたところ、こうした異議の内容については理解できる点も多いですが、本審議会の答申は労働者代表、使用者代表それぞれの事情を踏まえた真摯な議論を行った結果であると考えております。
そのため、本日諮問がありました異議の申出については、令和 8 年 8 月 5 日付けの本審議会の答申が審議を十分に尽くした結果であることから、この答申の通り決定することが適当であるとし、会長案としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
ありがとうございます。
それでは会長案の通り決定いたします。
本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

【長谷川会長】
それでは令和 8 年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関わる審議の結果について答申に入ります。
事務局は答申文案を準備してください。

(事務局から答申(案)を配布)

【事務局　久川賃金指導官】
新潟労働局長 黒部恭志殿
新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子
新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)
令和8年8月21日付けをもって、同年8月5日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する新潟県労働組合総連合他 2 件の異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。
記
令和 8 年 8 月 5 日付け答申通り決定することが適当である。
以上です。

【長谷川会長】
ありがとうございます。
ただいま読み上げた答申文案について異議はございませんか。
よろしいですか。

それでは答申いたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　それでは、会長、局長は前へお進みください。報道の方は撮影のご用意をお願いいたします。

　（答申授与）

【事務局　佐藤室長補佐】
　では、会長、局長はお席へお戻りください。

【長谷川会長】
　ただいま新潟県最低賃金の異議申出について、局長に答申いたしました。
　これで新潟県最低賃金のすべての審議が終了いたしました。最低賃金審議会第 6 条第 7 項に基づき、専門部会を廃止したいと思いますが、よろしいでしょうか。
　ありがとうございます。
　それでは専門部会を廃止することといたします。
　これまでの委員各位のご苦労に感謝いたします。
　お疲れ様でございました。

【長谷川会長】
　引き続きまして、議題 2「新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。前回の審議会において継続審議といたしましたので、「各種商品小売業」、「自動車」、「電子部品等」の順でご審議いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
　最初に各種商品小売業の特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。
　まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　各種商品小売業についてご説明いたします。
　お配りしました資料 No.3 の 1 の各種商品小売業の申出書をご覧ください。記 4、申出の理由をご覧ください。そこに最も低い労働協約の金額、いわゆる企業内最低賃金は 1,095 円とあります。今ほど新潟県最低賃金が 1,108 円となりました。
　次のページには、会社名は伏せておりますが、適用労働者の最低時間額が 1,102 円と 1,095 円とありますことから、労働協約の賃金額の適用を受けるすべての適用労働者の賃金が、いわゆる埋没という状況になります。
　つきましては、特定最低賃金は地域別最低賃金額以上の金額の定めが求められておりますので、この 1,108 円を上回る、3 分の 1 以上の労働者に適用される企業内最低賃金の引上げの具体的な見込みがないようでしたら、改正決定の必要性はなしとなります。
　なお、新潟県最低賃金 1,108 円は発効日以後、この各種商品小売業にも適用されることとなります。
　説明は以上となります。

【長谷川会長】
　ご説明ありがとうございました。
　ただいま事務局より説明がありましたけれども、企業内最低賃金の引上げの具体的な見込みはございますでしょうか。

【労働者代表　小林委員】
　労働者代表の小林でございます。現段階では、その見込みについて把握できておりませんので、今現在見込みがあるとは言えない状況でございます。

【長谷川会長】
　ご回答ありがとうございます。各種商品小売業の特定最低賃金につきましては、今の通り引上げの見込みが確認できないため、改正の必要性なしとの方針にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
　よろしいでしょうか。

（意見なし）

【長谷川会長】
　ありがとうございます。
　それでは必要性なしの旨、答申することといたします。
　続きまして自動車の特定最低賃金の改正の必要性の審議をいたします。
　まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」の特定最低賃金についてご説明いたします。
　資料No.3の2の「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」の申出書、記4、申出の理由をご覧ください。そこに最も低い労働協約の金額、いわゆる企業内最低賃金は時間額で1,070円とあります。今ほど新潟県最低賃金が1,108円となりましたので、この1,070円は新しい新潟県最低賃金を下回る、いわゆる埋没となりますが、その他の大部分の労働協約を結んだ適用労働者の賃金につきましては、埋没していない状況となっております。
　しかし、複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされた時には、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となりますことから、この額を超えて法定最低賃金を決定することは、当該協約を無効にすることとなります。このことは協約を締結した関係労使の少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。
　地域別最低賃金の引上げにより、一部の労働協約が地域別最低賃金に埋没した場合であったとしても、埋没した労働者数の多寡自体が問題となるものではなく、重要なのは申出の労働協約のうち最も低い協約額がいくらであるかという点であります。
　よって、今回の申出内容からしますと、一部の労働協約以外は埋没ではありませんが、埋没として取り扱うこととなります。
　つきましては、特定最低賃金は地域別最低賃金額以上の金額の定めが求められますので、この

1,108 円を上回る企業内最低賃金の引上げの具体的な見込みがないようでしたら、改正決定の必要性はなしとなります。

なお、新潟県最低賃金 1,108 円は発効日以後、この「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」に適用されることとなります。

説明は以上となります。

【長谷川会長】

ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけれども、企業内最低賃金の引上げについて具体的な見込みはございますでしょうか。

【労働者代表　田辺委員】

委員の田辺です。よろしくお願いいたします。

自動車も今現在見込みは立っておりませんが、準備を進めているところではございます。

賃金改定されるところも不透明になっておりますので、発効日までに引上げされる見込みはないということです。

【長谷川会長】

わかりました。ありがとうございます。

今、ありました通り、自動車の特定最低賃金につきましても、引上げ準備は進めているところではございますけれども、具体的な見込みは確認できないため、今回は改正の必要性なしとの答申にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（意見なし）

【長谷川会長】

ありがとうございます。

それでは必要性なしの旨、答申することといたします。

続きまして電子部品等の特定最低賃金の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

こちらは労働者代表委員からまずご意見を伺いたいと思います。

【労働者代表　永井委員】

労働者代表の永井と申します。よろしくお願いします。

申出書の通りであります。申出の理由の部分ではありますが、適用労働者数から、3 分の 1 には達していないものの概ね 3 分の 1 と言えるかなと思っておりますし、最も低い労働協約の金額についても、改定された最低賃金以上になっておりますので、審議ありとしていただきたいと思います。

以上です。

【長谷川会長】

ありがとうございます。
次に使用者代表委員からご意見を伺いたいと思います。

【使用者代表　徳武委員】
それでは申し上げます。まずこの度、3つの業種の特定最低賃金の改正申出については、いわゆる労働協約ケースによるものでございますけれども、これに対する私ども使用者代表委員の考え方については、昨年までも一貫して申し上げてきているところでございますが、今回初めてこの審議に臨む方もいらっしゃいますので、改めてご説明をさせていただきたいと思います。
まず、労働協約ケースによる特定最低賃金につきましては、簡単に申し上げますと、特定の業種の中で、個別企業の労働協約において企業内最低賃金の適用を受ける労働者の方が存在することによって、新設あるいは改正の申出ができるものとなっております。言い換えますと、特定最低賃金は、特定の業種の中の一部の事業所において企業内最低賃金の労働協約があることによって、その業種の中のすべての事業所に罰則付きで強制適用される性質を持つと私どもは捉えております。そのため、私どもは従来から次に申し上げます 2 つの観点から検討をしてきているところでございます。
1 点目は、労働協約の適用を受けている労働者の方が、その業種の労働者全体のうち、どの程度いらっしゃるのかという点でございます。私どもといたしましては、特定最低賃金の性質上、その割合は大多数であるべきと考えております。
ご参考までに、特定最低賃金と類似の制度でございます労働協約の拡張適用においては、1 つの事業所内では 4 分の 3 以上、1 つの地域内でもこれを上回る場合に認められているようでございます。私どもも、この程度であることが望ましく、少なくとも過半数はあるべきであろうと考えているところでございます。
しかしながら、過去の当審議会におきましては、3 分の 1 以上あれば必要性ありと認めてきた経緯を尊重しておりまして、これは現在も変わるところではございません。
なお、これにつきましては、概ね 3 分の 1 以上と何が違うのかと相違点を尋ねられることがございますが、概ね 3 分の 1 以上というのは、改正の申出ができる、言い換えますと労働局長が改正の申出を取り上げるかどうかの要件であって、審議会における判断基準ではありませんし、「概ね」とどこまでが概ねに入るのかについては曖昧さが残りますことから、私どもは判断の一貫性及び透明性を確保する観点からは、明確に 3 分の 1 以上とさせていただいております。
2 点目として、業種の括りの問題でございます。過去の中央最低賃金審議会の答申では、日本標準産業分類の小分類、または必要に応じ細分類によることが原則、あるいはこうなっていないものについては、地方最低賃金審議会において適切な括り方について審議をするものとするとされているところでございます。
こちらにつきましては、産業の多様化が著しい現代におきましては、業種が異なれば、労働者の方の仕事の内容などが異なることから、異なる業種をひと括りにして、1つの最低賃金を課すことが適切でないとの考え方であると私ども捉えております。
さて、当県の場合でございますけれども、自動車については 1 つの小分類に括られておりますけれども、各種商品小売業は 1 つの中分類の中で 8 つの小分類の業種が含まれており、「電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、略して、「電子部品」とさせていただきますが、こちらには 3 つの中分類で 20 の小分類、細分類を数えますと 60 の業種が含まれておりますが、この中には半導体関連や医療用機器などから、いわゆる家庭用の家電製品と言われるものまで、全く異なる多様な製品を製造する業種が含まれており、この括り方に関する問題意識につ

いては、過去に労働者代表委員と共有をさせていただいてきているところでございます。
　この「電子部品」につきまして、今ほど申し上げました観点から検討してまいりたいと思いますが、事務局から配られました資料の最後のページをご覧いただきますと、この業種の申出人数の割合が載っておりますけれども、そちらをご覧いただきますと、全体ではこの割合は 32.19%、内訳で見ますと、「電気機械器具製造業」は 37.23%でございますが、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」は 33.02%、「情報通信機械器具製造業」はゼロになっております。
　そうした中、今般改正を行うことになりますと、労働協約の適用を受ける労働者がいない「情報通信機械器具製造業」にも特定最低賃金を強制適用するといった不合理が生じることになると考えております。
　以上から私どもといたしましては、この改正については必要性がないものと考えております。
　以上でございます。

【長谷川会長】
　ありがとうございます。今、労働者代表委員からは必要性あり、使用者代表委員からは必要性なしとのご意見がございました。
　これらにつきまして各委員からご意見やご質問はございませんか。
　よろしいですか。
　電子部品の特定最低賃金につきましては、労働者代表委員、使用者代表委員の双方の意見が一致に至らない状況となっております。
　特定最低賃金の必要性の審議においては、全会一致がないと必要性ありとの結論を出せないことになっておりますことから、改正の必要性なしと答申することになりますけれども、よろしいでしょうか。

【労働者代表　遠藤委員】
　ありがとうございます。先ほど述べればよかったんですが、改めてこの場で申し上げさせていただきたいと思います。
　3業種のうちの電子部品のところでございます。先ほど、使用者代表委員の方から考え方をお伝えいただきました。労働者委員としましては、前年、それから以前の審議会の中でも、使用者代表委員の皆様の考え方、判断の基準、こういったものは常々お伺いをしてまいりましたので、私としても承知をしていたところであります。
　それを受けまして、この 1 年間、この適用労働者の拡大や、労働協約の拡大については取組みを行ってきたところでありますけれども、残念ながら今回の審議会の中では結果を示すことができなかったことからすれば、先ほどいただいたご意見、受け入れざるを得ないことだと思いますので、少し発言をさせていただきます。
　以上です。

【長谷川会長】
　ありがとうございます。他にご意見はよろしいですか。

【使用者代表　徳武委員】
　それでは私の方からちょっと補足としてお話しさせていただきたいと思います。

私どもの結論としての意見は先ほど申し上げたとおりでございます。今回 3 業種の申出があり、2 業種がいわゆる埋没ということで改正の必要性なし、残りの 1 業種が業種の中のある分野で企業内最低賃金の適用を受ける方がいらっしゃらなくなってしまったことで、これも必要性なしとなったわけですけれども、私どもも特定最低賃金の改正をしなくていいんだと実は考えておりません。

これは以前この審議会の中で常々申し上げているところですけれども、例えば各種商品小売業の方につきましては、この方々はエッセンシャルワーカーということで、コロナ禍の時にもコロナ禍にあって私どもの生活を支える方々と認識を申し上げておりますし、自動車の業界にありましては、自動車はご存知、非常に高額な商品なわけですけれども、そういった高額な商品をお客様に選んでいただく、あるいはその自動車の安全を守る・担保する業種で、非常に高度な専門性と知識を有することで認識しておりますし、また残りの電子部品、電子回路につきましても、昨年、永井委員の方からお話がありましたけれども、今や、私たちの生活の中に、集積回路もそうですけれども、電子部品、この業種の製品がないことは考えられない状況でございますので、決してこちらの業種の方々に特定最低賃金を設ける意味はないと考えているものではございません。

ただ、残念ながら制度の問題などによってこういった結果になったわけですけれども、ぜひ関係労使のご努力で、適用労働者数を増やすとか、企業内最低賃金の協約額を上げるとか、そういった努力を続けていただいて、こちらの方にお申出をいただければ、その際には私どもも検討させていただきたいと思っておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

【長谷川会長】

ありがとうございました。他にご意見はよろしいでしょうか。

それでは今ご意見をいただきましたけれども、この改正の必要性なしについて反対がなかったということでございますので、3 つの特定最低賃金の審議の結果について答申に入りたいと思います。

事務局は答申文案の準備をお願いいたします。

(事務局から答申 (案) を配布)

【事務局　久川賃金指導官】

読み上げさせていただきます。

新潟労働局長　黒部恭志殿

新潟地方最低賃金審議会会長　長谷川雪子

新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和 8 年 8 月 5 日付けをもって、最低賃金法第 21 条の規定に基づき、局長から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定する必要はないとの結論に達したので、答申する。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成 20 年新潟労働局最低賃金告示第 2 号)

新潟県自動車 (新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 (平成 20 年新潟労働局最低賃金告示第 3 号)

新潟県各種商品小売業最低賃金（平成２０年新潟労働局最低賃金告示第４号）
以上でございます。

【長谷川会長】
ありがとうございます。
ただいま読み上げた答申文案につきまして、修正すべきところはございませんか。
よろしいですか。

【労働者代表　遠藤委員】
修正ではないんですけれども、考え方だけ少し改めて述べさせていただきたいと思います。
特定最低賃金の改正につきましては、私ども改正をさせていただきたいと申出をさせていただきましたが、その取扱い、それから必要性も含めて、先ほどご審議をいただいたところであります。この審議結果を踏まえた答申案でありますので、必要な審議は経たということであり、私どもとしては反対すべきではないと思いますので、賛成とさせていただきます。
以上です。

【長谷川会長】
ありがとうございました。
他にご発言はございますか。
よろしいですか。
それでは答申の通り決定いたします。
これから答申を行います。

【事務局　佐藤室長補佐】
それでは、会長、局長は前へお進みください。報道の方は撮影のご用意をお願いいたします。

（答申授与）

【事務局　佐藤室長補佐】
では、会長、局長はお席へお戻りください。

【事務局　木村室長】
ご審議ありがとうございました。
最後に黒部局長よりご挨拶いたします。

【事務局　黒部労働局長】
ただいま、長谷川会長より、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の答申、そして特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する答申をいただきました。
この間、委員の皆様方におかれましては、真摯かつ丁寧にご議論いただきましたことを、改めて厚く御礼を申し上げます。
本答申をお受けしまして、私ども労働局としましては所定の手続を進め、現時点では10月1日

の改正･発効を見込んでいるところでございます。
　今後、改正後の最低賃金が発効した際には、労働局として関係者の皆様、それから県民に対する周知徹底に万全を期してまいりたいと思います。
　また、今回の改正により影響を受けます事業者の皆様、特に中小･小規模の事業者の皆様に関するご要望につきましては、政府に対し確実に伝えてまいりたいと思っておりますし、あわせて助成金等、各種助成金･支援策等ございますので、これまで以上に積極的に周知し、丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。
　以上、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。
　本日は誠にありがとうございました。

【長谷川会長】
　ありがとうございました。それでは本日の審議を終了いたします。
　進行を事務局にお返しします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　次の審議会は来年 3 月を予定しております。追ってご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。
　以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。
　お疲れ様でした。